

神戸市立工業高等専門学校広報戦略会議規程

2026年4月1日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市公立大学法人広報戦略会議規則第7条に基づいて、神戸市立工業高等専門学校（以下「高専」という。）に置く広報戦略会議（以下「高専広報戦略会議」という。）の組織、議事の手続きその他高専広報戦略会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的・役割)

第2条 今後とも高専が優秀な人材を輩出し、更なる地域貢献を果たすため、入学志願者やその保護者に加え地元企業や地域社会等に対する、十分な情報発信や意思疎通を促進する広報活動の重要性が増している。このため高専の全教職員があらゆる機会を捉えて効率的・効果的に広報活動を展開し、高専の存在感を高め、そのブランドを構築することに最大限努めなければならない。高専広報戦略会議はこの目的を達成するための基本戦略を策定し、広報業務を推進する役割を担う。

(広報業務の対象)

第3条 高専広報戦略会議の業務は次のとおりとする

(1) 入試広報

受験生とその保護者等を対象とした入試関連の広報業務

(2) 企業・一般向け広報

企業、市民、在校生・卒業生等を対象としたイベント・連携関連の広報業務

(3) その他広報

ホームページの管理、マスコミ対応等、上記①、②以外の広報業務

(組織)

第4条 高専広報戦略会議は、校長、校長補佐、教務主事、広報室長、事務室長、事務室担当課長の計6名を委員として組織する。

(議長)

第5条 高専広報戦略会議に議長を置き、校長をもって充てる。

2 校長は、高専広報戦略会議を主宰するとともに、高専の広報に関する企画・業務・推進等、全てを統括する責任を担う。

3 議長に事故があるときは、委員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 高専広報戦略会議は、議長が招集する。

2 高専広報戦略会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第7条 高専広報戦略会議は、短中期的視点から広報業務の基本戦略を策定する。また、年度毎に各広報業務に関して広報活動の概要を定めるとともに、その効果について検証を行う。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を高専広報戦略会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(所管)

第9条 議長を除く委員の所管は以下のとおりとする。

- (1) 校長補佐及び教務主事は、広報業務全般についての助言を担う。
- (2) 事務室長は、広報戦略推進本部長として高専広報戦略会議で定めた広報業務の推進を担う。
- (3) 広報室長は、広報業務の情報集約を行うとともに、概ね別表1に掲げる入試広報業務を担う。
- (4) 事務室担当課長は、概ね別表2に掲げる企業・一般向け広報及びその他広報業務を担う。

(広報連絡会)

第10条 各広報業務間の調整、情報共有等のため、校長は必要な出席者からなる広報連絡会を随時、招集することができる。

(庶務)

第11条 高専広報戦略会議の庶務は、総務課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、高専広報戦略会議の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。

別表1

<広報室長の所掌業務>

(入試広報)

- 1 中学生、編入志望者及び保護者対象の説明会実施に関すること
- 2 中学生及び編入志望者の学校見学会に関すること
- 3 学校案内作成に関すること
- 4 新入生アンケートに関すること
- 5 中学校や学習塾等が主催する進学説明会に関すること

- 6 中学校や学習塾等から依頼された本校説明用資料作成に関すること
- 7 本校広報用ポスター及びリーフレット作成に関すること
- 8 オープンキャンパスなど受験生向けイベントの開催に関すること
- 9 上記項目にかかる事務室学生課との調整に関すること
- 10 高専ホームページの更新に関すること（SNSを含む）
- 11 入試広報の検証に関すること

別表2

<事務室担当課長の所掌業務>

(企業・一般向け広報)

- 1 公開講座や出前授業など小中学生向けに高専の広報につながるイベントの実施に関すること
- 2 行政や産業界、地域などが行うイベントにおいて高専を紹介するための出展に関すること
- 3 国際フロンティア産業メッセなど行政や産業界、地域との連携につながる展示会等への出展に関すること
- 4 地域共創テクノセンターにおける行政や産業界、地域との連携につながる行事の開催に関すること
- 5 高専教員の研究等活動内容の紹介に関すること
- 6 その他行政や産業界、地域との連携を通じて高専の存在感向上やブランド構築につながる活動に関すること
- 7 上記項目にかかる地域協働研究センターとの連携に関すること

(その他広報)

- 1 高専ホームページの管理・更新に関すること（SNSを含む）
- 2 報道機関等への発信に関すること
- 3 報道機関等からの取材依頼への対応に関すること
- 4 情報発信にかかる法人及び市との調整に関すること